

鈴鹿市選挙管理委員会告示第29号

鈴鹿市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月3日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前田和己

鈴鹿市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する告示

鈴鹿市検察審査員候補者選定規程（平成10年鈴鹿市選挙管理委員会告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<u>鈴鹿市検察審査員候補者予定者選定規程</u> （趣旨） 第1条 この規程は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項<u>の規定による</u>検察審査員候補者の予定者（以下「予定者」という。）の選定<u>に関し</u>必要な事項を定める<u>ものとする</u>。 <u>（選定に関する事務処理）</u> 第2条 予定者の選定に関する事務は、<u>鈴鹿市選挙管理委員会</u>の委員長が<u>処理する</u>。	<u>鈴鹿市検察審査員候補者選定規程</u> （趣旨） 第1条 この規程は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項<u>及び第2項並びに</u>検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第5条第1項に規定する検察審査員候補者の予定者（以下「予定者」という。）<u>及び</u>検察審査員候補者（以下「候補者」という。）の選定、くじの方法等について、必要な事項を定める。 <u>（専決）</u> 第2条 予定者<u>及び候補者</u>の選定に関する事務のうち、次に掲げる事項については、<u>委員会</u>の委員長が<u>専決処分することができ</u>る。 <u>（1） 予定者及び候補者を選定するための</u>

(予定者の選定方法) 第3条 予定者の選定<u>のくじは、最高裁判所</u> <u>が配布する名簿調製支援プログラムのくじ</u> <u>機能を用いて、電子計算機上で無作為な抽</u> <u>出を行う方法により行う。</u>	<u>くじを執行すること。</u> (2) <u>予定者の資格の有無を決定するこ</u> <u>と。</u> (3) <u>檢察審査会法第10条第2項に規定す</u> <u>る充足の措置を行うこと。</u> (予定者の選定方法) 第3条 予定者の選定は、<u>檢察審査会法第10</u> <u>条第1項に規定する選挙人名簿に登録され</u> <u>ている者について行う。</u> 2 <u>予定者の選定のくじは、前項の選挙人名</u> <u>簿を用いて無作為抽出によりこれを行う。</u> 3 <u>予定者の選定のくじは、第1群から順次</u> <u>これを行う。</u> (候補者の選定方法) 第4条 候補者を選定するときは、<u>予定者の</u> <u>中から檢察審査員の欠格者を除き、予定者</u> <u>の決定の順位により、各群ごとに1から一</u> <u>連番号をつける。</u> 2 <u>候補者の選定のくじは、適格な予定者の</u> <u>中から無作為抽出によりこれを行う。</u> 3 <u>第3条第3項の規定は、前項の候補者の</u> <u>くじについて準用する。この場合におい</u> <u>て、同条同項中「予定者の選定」とあるの</u> <u>は、「候補者の選定」と読み替えるものと</u> <u>する。</u> (委任) 第5条 <u>この規程に定めるもののほか、選定</u> <u>等に関し必要な事項は、別に定める。</u>
---	---

この告示は、公表の日から施行する。